

静岡市有度山総合公園運動施設条例の一部改正について

静岡市有度山総合公園運動施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年9月14日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市有度山総合公園運動施設条例の一部を改正する条例

静岡市有度山総合公園運動施設条例（平成15年静岡市条例第233号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第14条」を「第12条第1項」に改める。

第7条を次のように改める。

（利用料金）

第7条 第5条第1項の規定による運動施設の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、第12条第2項の利用料金を指定管理者の定めるところにより当該指定管理者に支払わなければならない。

第8条及び第9条を削り、第10条を第8条とし、第11条から第13条までを2条ずつ繰り上げる。

第14条に次の4項を加え、同条を第12条とし、第15条から第20条までを2条ずつ繰り上げる。

- 2 市長は、指定管理者に運動施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 3 利用料金は、指定管理者が別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。
- 4 指定管理者は、規則で定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 指定管理者は、規則で定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

別表中「第7条関係」を「第12条関係」に改め、同表1テニスコート使用料の表を次のように改める。

- 1 テニスコートの利用料金の限度額

利用区分	金額
1面1利用区分帯につき	1,200円

備考

- 1 「1利用区分帯」とは、第3条に規定するテニスコートの供用時間を当該供用時間の開始時刻から2時間までごとに区分した時間帯をいう。ただし、次に掲げる時間については、1時間までごとに区分した時間帯とし、その場合の利用料金の限度額は、1利用区分帯につき600円とする。

(1) 次に掲げる期間の区分に応じ、次に定める時間

- ア 4月1日から5月31日までの期間及び8月1日から8月31日までの期間 午後5時から午後6時までの時間
- イ 6月1日から7月31日までの期間 午後5時から午後7時までの時間
- ウ 9月1日から10月31日までの期間及び2月1日から3月31日までの期間 午後3時から午後5時までの時間
- エ 11月1日から翌年の1月31日までの期間 午後3時から午後4時までの時間

(2) 利用日の当日において、新たに同日の利用に係る第5条第1項の規定による利用の許可を受けた場合における当該新たな許可に係る時間

- 2 第3条第3項の規定により供用時間を変更した場合の当該変更した時間に係る利用料金の限度額は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき600円とする。
- 3 利用者が、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金の限度額は、この表による金額の3倍の額とする。
- 4 第4条ただし書の規定により休場日を変更した日に利用する場合の利用料金の限度額は、この表による金額に当該額の2割に相当する額を加算した額とする。
- 5 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。

別表2ターゲットバードゴルフ・グラウンドゴルフ場使用料の表中「グラウンドゴルフ場使用料」を「グラウンドゴルフ場の利用料金の限度額」に改め、同表備考4中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考5中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考6中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考7中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額に」を「金額に」に改め、同備考9中「使用料の額は」を「利用料金の限度額」に改め、別表3クラブハウス使用料の表及び4附帯設

備及び器具使用料の表を次のように改める。

3 クラブハウスの利用料金の限度額

種類	単位	金額
多目的室	1 利用区分帯につき	300円

備考

- 「1 利用区分帯」とは、第 3 条に規定する運動施設の供用時間を当該供用時間の開始時刻から 1 時間までごとに区分した時間帯をいう。
- 第 3 条第 3 項の規定により供用時間を変更した場合の当該変更した時間に係る利用料金の限度額は、1 時間（1 時間に満たないときは、1 時間とみなす。）につき 1 利用区分帯に対応する金額に相当する額とする。

4 附帯設備及び器具の利用料金の限度額

(1) ターゲットバードゴルフ

種類	単位	金額（1 回につき）
クラブ	1 本	100円
スイングマット	1 枚	50円
羽球	1 個	50円

(2) グラウンドゴルフ

種類	単位	金額（1 回につき）
スティック	1 本	100円
ボール	1 個	50円

(3) クラブハウス

種類	単位	金額
シャワー	1 回につき	100円

備考

- (1) 及び (2) の表に掲げる器具以外の器具の利用料金の限度額は、類似する器具の金額に準じて算定した額とする。
- (1) 及び (2) の表にあっては、運動施設の利用許可を受けた 1 日の連続した時間区分における利用を「1 回」とする。ただし、管理上支障がない場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市有度山総合公園運動施設条例（以下「新条例」という。）第7条及び別表の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に使用料を納付した回数券を有する者は、施行日以後に当該回数券を使用して当該施設を利用することができる。

(施行前の準備)

- 3 施行日において指定管理者となるものは、施行日前においても、新条例第12条第3項の規定の例により施行日以後の利用に係る利用料金を定めることができる。